

日本法相宗における因明研究の特異性について

蜷 川 祥 美

要旨

日本の法相宗の因明研究は、古来より『因明正理門論』よりも、慈恩大師基（六三二〜六八二）の『因明入正理論疏』に基づいて行われてきた。その流れは、善珠の『因明論疏明灯抄』十二卷、蔵俊の『因明大疏抄』四十一巻として結実する。『因明大疏抄』は、その名の示す通り、『因明入正理論疏』（『因明大疏』）の註釈書である。しかし、この書は『因明論明灯抄』のように、一つ一つの疏文について随文解釈を施すといったものとは異なり、論題を設けてそれを配列し、『因明論明灯抄』の註釈を基準に、他の註釈書を列記していくという体裁をとる鈔本である。『因明入正理論』の文を解釈するにあたり、『因明論疏明灯抄』を中心に、中国の因明の祖師達の章抄や、護命の書などを自由自在に引用しながら、自説を述べる基盤としたのである。日本の法相宗の因明研究に於いて特に重視された「唯識比量」について、『唯識比量鈔』が著され、その真実性がより明確となったことを論述した。

キーワード 唯識比量、『因明入正理論』、『因明論明灯抄』、

『因明大疏抄』、善珠、蔵俊

はじめに

日本の法相宗における因明研究は、古来より慈恩大師基（六三二〜六八二）の『因明入正理論疏』に基づいて行われてきた。善珠（七二三〜七九七）の『因明論疏明灯抄』十二巻をはじめとし、蔵俊（一一〇四〜一一八〇）にも、『因明大疏抄』四十一巻が現存する。『因明大疏抄』は、その名の示す通り、『因明入正理論疏』（『因明大疏』）の註釈書である。しかし、この書は『因明論明灯抄』のように、一つ一つの疏文について随文解釈を施すといったものとは異なり、論題を設けてそれを配列し、『因明論明灯抄』の註釈を基準に、他の註釈書を列記していくという体裁をとる鈔本である。

一、「唯識比量」について

日本の法相宗の因明研究の特色として、玄奘三蔵（六〇二〜六六四）が、戒日王の催した無遮大会において義を立てたと言われる「唯識比量」について高評価を与えていることも指摘されている。

これは、『因明入正理論疏』巻中本に、

問且如大師。周遊西域。學滿將還。時戒日王。王五印度。爲設十八日無遮大會。令大師立義遍諸。簡選賢良。皆集會所。遣外道小乘。

競申論詰。大師立量。時人無敢對揚者。大師立唯識比量云。眞故極成色不離於眼識宗。自許初三攝眼所不攝故因。猶如眼識喻。何故不犯世間相違。世間共說色離識故。答凡因明法。所能立中。若有簡別。便無過失。若自比量。以許言簡。顯自許之無他隨一等過。若他比量。汝執等言簡。無違宗等失。若共比量等。以勝義言簡。無違世間自教等失。隨其所應。各有標簡。此比量中。有所簡別。故無諸過。¹⁾

と述べられているものである。

書き下しは、

問ふ。且らく大師の如きは西域に周遊し、学満じて將に還らんとする時に、戒日王が五印度に王たり。為に十八日の無遮大会を設く。大師をして義を立たしむ。遍く諸の天竺に賢良を簡選して、皆な会所に集めて、外道小乗をして競ひて論詰を申べ遣む。大師は量を立つ。時に人は敢て対揚する者無し。大師は唯識比量を立てて云はく、「真の故に極成の色は眼識より離せず。一宗なり。自許の初めの三撰めて眼に撰せざるが故に一因なり。猶ほ眼識の如し。一喩なり。」と。何が故ぞ世間相違を犯さざる。世間共に色は識より離ると説くが故に。

答ふ。凡そ因明の法は、所能立の中に若し「簡別」有るときは、便ち過失無し。若し自比量ならば「許」といふ言を以て簡ぶ。自が之を許すとらば、「汝の執」等といふ言をもつて簡ぶときには、違宗等の失無し。若し其比量等ならば、勝義の言を以て簡ぶときには、世間と自教とに違する等の失無し。其の所応に随つて各々標簡すること有り。此の比量の中には簡別するところ有り。故に諸の過無し。²⁾

玄奘三蔵が、インドから帰国しようとした際に、戒日王、すなわちハルシヤ・ヴァルダナ王（五九〇〜六四七）の催した無遮大会において、宗（命題）・因（理由）・喩（譬喩）の三支作法による論証式を用いて、「唯識無境」を論証したのが「唯識比量」である。

これについて、武村尚邦の解説には、

宗 真の故に、極成の色は眼識より離れず。

因 自ら許す初の三におさめて、眼に撰せられざるがゆえに。

喩 なおし眼識の如し。

（第一義の立場に立ってみれば、世間一般に認められている色や形をもつ物質的なものは、眼の認識作用から別に離れて存在するものではない。

何となれば、色や形をもつた物質的なものは、自分の所属する唯識学派では十八界の初めの三、即ち視感官である眼識と色や形をもつ対象である色法、さらに視るはたらきである眼識に認識作用の中に撰められているので、仏の眼などを含む眼一般の中に含まれていないからである。

その点は、眼の認識作用と同じである。³⁾

とある。

極成（世間一般に承認）の色法は、眼識（眼の認識作用）から独立して存在しないことを論証しようとしているが、世間の常識では、色法と眼識は、別のものと考えているはずである。

しかしながら、宗の前半部に、「真の故に」という限定語があるので、世間相違（世間の常識と矛盾）の過失はないという。

また、因に前半部に、「自ら許す」という限定語があるので、自らの宗（唯識宗）の立場ではとことわりをいれていることになり、世間相違にも、他宗の随一不成（他宗の許さない因は、因の資格がないという過失）にはあたらないという。

もし、他宗の教義によって比量する場合も、「汝の執」という限定語を用いれば、宗の過失とは言えないし、「真の故に」という限定語を勝義という語で解釈すれば、世間相違にも、自教相違（自らの宗の教えと矛盾する）にはあたらないというのである。

つまり、この比量には、簡別（限定語）があるので、論証に矛盾はないとするのである。

二、「因明論疏明灯抄」中の「唯識比量」の評価

『因明入正理論疏』巻中本の「問且如大」から「色離識故」までの文について、善珠の『因明論疏明灯抄』第三末には、まず

文。「問且如大」至「色離識故」者 大師周遊西域等者。准慈恩等。邁法師『古今譯經圖記』云。「沙門玄奘。河南雒陽人。俗姓陳氏。以志學之歲。即焉詢道。至止未久。半滿洞徹。自時厥後。閱空蹄乎九丘。探幽旨于八藏。常慨教缺傳匠理翳譯人。遂使如意之寶不全。雪山之偈猶半。於是杖錫裹足。履險若夷。既屆梵境。籌諮無倦。五明四含之典。三藏十七例八囀之音。三聲六釋之句。皆盡其微。畢究其妙。然彼印度小乘外道。各構異論。誹毀大乘。法師遂造制惡見論。制八部小乘。破九十五外道。并造會中論。融會瑜伽中論之微旨。以靜大乘之糾紛。于時中印度國戒日大王。總統五印度統諸國。內外博綜。才藝俊越。觀于斯論。歎而言曰。雖有顯大摧邪之殊益。然彰我大憂之夢人。吾方九旬大施。可因此會定其滅否。遂散馳象。傳告萬里。勅能論者。畢萃大衆。僉集法師。以所造二論。六千餘頌。書于大施場門云。其有能破一偈。當截舌而謝之。其中成立唯識比量云。眞故極成色不離於眼識。自許初三攝眼所不攝故。猶如眼識。立斯量已。日日揅鼓。命于論人。凡十八日。莫敢當者。于時戒日王。大小乘師。內外諸道。咸用駭忸女六反。心慙也。又憊吝也。立量本緣。乃在是也。⁴

と述べる。

これは、靖邁（六二七〜六四九）著『古今譯經圖記』に説かれる玄奘三藏の伝記の中から、戒日王の無遮大会の際の功績を述べた文である。

引用した後、善珠は、

立量の本縁、乃ち在是れに在るなり。

と延べ、唯識比量が、立量の本縁であるというのである。
次いで、

王五印度者。西域記第二卷云。天竺之稱。異議糾紛。舊云身毒。或曰賢豆。或皆訛也。今從正音。宜云印度。⁶

と『大唐西域記』第二⁷を引用して、「五印度」の地理的説明を施している。

次いで、『因明論疏明灯抄』第三末に、『因明入正理論疏』の「答凡因明」から「故無諸過」に至る文について、

文。答凡因明至故無諸過者 所能立中若有簡別使無過等者賓云。先德皆言。立宗若以勝義言簡。即不違世。今當廣破。如此謬執。即如慈恩法師唯識疏中。多以我許。立自宗義。避違世間。今謂。以是近取三藏立量之軌。遠取掌珍立量之法。掌珍必無犯過之事。三藏或可更須推審。且執我許。即避他破。一切外道邪義皆立。但言我許。非俗知故。又如大小二因明論。能立之中。宗等三支。皆爲悟他未了義故。若先自陳我許之言。明知。所立一支。即能令他共許。豈不違論也已上。

と、『因明正理門論疏』⁹を引用して、その著者である唐の定賓（八世紀）が、唯識比量を、世間の常識と相違すること、因明の三支作法は他未了義を悟らせるためにあるべきなのに、自らの宗（唯識宗）の立場ではとことわりをいれることは、外道の邪義をそのまま認めることになり、『因明正理門論』の意図に反することになるとの批判を示している。

しかしながら、善珠は、

今還破云。一切外道邪義皆立等者。此義非也。此未知自他共別。豈輒得破金剛之義。且自比量。三支共許。彌順於宗。設他不成立。量亦無失。所以爾者。自量唯立自宗。非破他所許義故。雖他不共許。然

無量之非。若爾自量應非能立。非破他宗。不悟他故。¹⁰
 と、「今、還りて破して云わく」と自説を述べ、自らの宗（唯識宗）の立場ではとことわりをいれることは、一切の外道の邪義をそのまま認めているわけではないという。そして、

解云。於自宗義雖先已知。爲令無非。以量成立。故雖能立非破他宗。量既立已。他許所成。即能悟他。亦名悟他。故自比量名能立也。既許自量名爲能立。何妨自量邪義皆立。若依自量。邪義不立。雖立自量。而應正義亦不得立。故知非也。若他比量。三分共許。宗等妙成。設自不容。量亦無過。所以爾者。他量唯破他宗。非成自所許義故。雖自不共許。亦無比量之非。若唯自量無他量者。應如一切外道邪義皆立。依他量力摧破邪義。其故外道邪義不立。若共比量。宗因喻三。立敵共許。具量方成。若互所無即不成立。所以爾者。由共比量。一立自宗。二破他義。故三支內。竝須極成。若不極成。即名似立。既知三量義有差別。以我許言立我我有。依自比量。他雖無我。有法亦成。唯立自宗。不破他故。若先自陳我許之言。明知所立一支。即能令他共許者。此亦非也。因明論云。「宗等三支。皆爲悟他未了義故」者。依他共二量不約自量。他共二量同悟他。明知非自。是故不違大小論也。¹¹

と、「解して云わく」として、他が共に許す比量ではなく、自比量（自宗のみが許す比量）でも論証式は成り立つのだといい、「因明正理門論」に「三支作法はすべて、他の未了義を悟らせるためのものである」と説かれていることは、他者の比量と他と共通の比量のことを指しており、自らの宗の比量とは異なるのだとするのである。

そして再び『因明理門論疏』を引用して、

又賓師云。Gāṅgī。今詳。三藏一時之用。將以對敵。未必即堪久後流行。三藏所譯經論盛行。其會中論。今何所在。故但一時之用也。¹²

と、玄奘三藏の唯識比量は、無遮大会の際にのみ通用した比量であり、後代まで通用しないものである。玄奘三藏の翻訳した経論は、盛んに流通しているが、無遮大会で著されたとする『會中論』は現存しないではないかとの定賓の批判を引用するが、

此語非也。三藏入室。未曾作此言。員外門徒。何識其旨矣。唐朝高德。蕃國諸賢。此比量中。皆動智海。各載章疏。爭述立破。遠流來葉。明知此量萬代之通軌也。非是但一時之用也。其會中論。何所在者。翻譯諸德至得梵本。有具不具。況乎大唐所有經論。猶未探究公私祕藏。輒言何所。豈容是理。¹³

と述べ、定賓の批判はあたらない。「三藏の入室」と呼ばれる玄奘の一番弟子の慈恩大師基（六三二〜六八二）に、唯識比量が、無遮大会の際にのみ通用するものなどとは言っていない。法相宗以外の者には知る由もないことである。唐や印度の諸賢達が唯識比量によって智慧をはたらかせ、各々が章疏に引用して論証を論じ、今日まで伝わっているではないか。唯識比量は末代までの通軌であり、一時だけ用いられたものではないとするのである。『會中論』が現在、翻訳が見当たらないという主張についても、唐にすべての梵本が揃っていない現状を見るなら、重要視されていないとの論拠にはならないのであるともいう。

三、『因明大疏抄』中の「唯識比量」の評価

『因明入正理論疏』巻中本の「問且如大師周遊西域」から「令大師立義等」までの文について、藏俊の『因明大疏抄』では、

十八日無遮大會之事

疏云。且如大師周遊西域至令大師立義等云云

尋云。慈恩傳不見此義。似有相違又十八日者。月別之十八日歟。爲

當經十八日歟¹⁴

と、「十八日無遮大會之事」という論題を設けて、戒日王が催した無遮大会について、十八日間の無遮大会が催されたのか、月の十八日めに催されたのか尋ねている。それについて、まず、『大慈恩寺三藏法師伝』巻五¹⁵や『古今譯經圖記』巻四¹⁶、さらには、護命（七五〇～八三四）の『唯識比量私記』を、

唯識比量私記云。問。爾者戒日王無遮大會者。月別十八日爲無遮大會言之。若十八日內爲無遮大會言之耶。答。是云有二傳。一月別十八日爲無遮大會。二一十八日內爲無遮大會也。問。此二傳中何爲勝耶。答。邪正難定。但十八日爲無遮大會言可勝也。問。何十八日內無遮大會爲言可勝耶。答。玄奘三藏而奉令立義云云是一日法事爲立義。亦對諸外道小乘而立量時。其宗諍論定。所以十八日內爲無遮大會言可勝也云云¹⁸。

と引用し、

今案。或可。破文云。爲設十八日無遮大會云云

と、一八日間の無遮大会であったと藏俊が自説を述べているのである。

次に、『因明入正理論疏』巻中本の「凡因明法。所能立中」から「有所簡別。故無諸過」までの文について、

自他共比量簡別之事

疏云。凡因明法。所能立中至有所簡別。故無諸過云云

尋云。若以勝義言簡自教相違者。清辨比量亦可無違自宗失耶¹⁹。

と、「自他共比量簡別之事」という論題を設けて、自宗と他宗が共に認める比量と、自宗のみが認める比量ともに論証式として認めることについて、「真の故に」即ち勝義の言によって、自宗の教えと相違するといふ過があるなら、清弁の比量にも法相宗の教えと異なる失がないことになるという。

そして、定賓著『因明理門論疏』を引用した『因明論明灯抄』の文をそのまま載せているのである。

四、『唯識比量鈔』中の論題

これまで、善珠の『因明論明灯抄』と、藏俊の『因明大疏抄』という『因明入正理論』の本文解釈をした大部の抄本に示された「唯識比量」の評価について述べたが、藏俊には『唯識比量鈔』と題された短釈がある。『唯識比量鈔』二巻は、『因明入正理論疏』に説かれる唯識比量についての論述書である。唯識比量について単独で扱った鈔本で、現存するものは『唯識比量鈔』が最古のものである。

『唯識比量鈔』二巻の構成を示すと以下のようなになる。

『唯識比量鈔』上

- 一 十八日無遮大会
- 二 三蔵比量証文
- 三 真故真性同異
- 四 真故言入不入有法
- 五 極成之言簡法
- 六 極成色体
- 七 違宗過
- 八 自許之言
- 九 自許所以
- 十 有法差別
- 十一 定離眼識
- 十二 所別差別不極成
- 十三 有法自相

- 十四 非真不定
- 十五 不言眼所不撰有不定法自相
- 十六 相違決定

『唯識比量問答』下

十七 二過三過諍

十八 猶如眼識

十九 相違決定

二十 違決付失

第一 三量疎謬過

第二 宗因不齊過

第三 隨一不成過

第四 所立不成過

第五 兩言不齊過

第六 三支背角過

道証師相違決定²⁰

真勝師相違決定²¹

これは、それ以前の唯識比量に関する鈔本で、最も詳細な善珠の『唯識分量決』の「玄奘三藏唯識比量諍過決第二」の六門分別（真故決第一、極成色決第二、自許決第三、初三撰決第四、眼所不撰決第五、因顯過決第六）を凌ぐものである。

この中、「十八日無遮大会」の問いには、

問疏云時戒日王王三印度²²為^レ設^二十八日無遮大會^一令^二大師立^レ義^云今十八日者為^二月十八日^一歟為^レ經^二十八日^一歟又案^二慈恩傳第^二五^一云「於^二典女城^一方作^二一會^一集^二五印度大乘小乘之衆^一來^二十八日^一国内道外道之類^二難^二一十八部之小宗^一破^二九十五種之外道^一自^二十八日^一以來無敢一人論者^二至^二于第廿一日^一於^二鉢羅耶伽国^一大施場^二

作^二七十五日無遮大會^一謂初番一日佛像^二一番一日施^二白天子像^一三番一日自在天像四番一日一万餘僧五番廿餘日婆羅門六番十日諸外道七番十日遠方來者八番三十日貧窮孤獨²²明知^二十八日會^一与^二無遮會^一日數增減其前亦異何云^二十八日^一無遮大會立^二唯識比量^一耶²³とある。

『因明入正理論疏』の無遮大会の記述の中、「十八日無遮大会」の十八日とは、月の十八日か、十八ヶ日を経たということなのかと問い、『大慈恩寺三藏法師伝』第五に、無遮大会のことが記されるが、その日数が明確でないことを示している。答文は、

答先會^二初難^一云古徳私記作^二二積^一以^二十八日間作^二無遮大會^一為^レ勝謂遍学^二三藏立^二大義^一普破^二小宗外道^一若^二一日大會者豈与^二五天諸師^一六千餘人^一論^二定宗義^一耶²⁴況慈恩傳云王日同師作^二惡見論^一何在法師報在^レ此因取視仍遣^二那爛陀寺沙門明賢法師^一讚談示^二大衆^一別写^二一本^一懸^二於會場門^一示^二一切人^一若其間有^二一字無^レ理能難破者^一諸斷^レ首謝如^レ是至^レ晚無^二一人致^レ言^二經^一五日^一小宗外道見^レ歟^二其宗^一結^レ根欲^レ為^レ謀害^一竟^二十八日^一無^二一人發^レ論^一支那国法師立^二大乘義^一破^二諸異見^一自^二十八日^一來無^二敢論者^一舌^二今譯經邑記^一四云「法師以^二所造^一論^二六千餘頌^一書^二千大施場門^一云其有^二能破^一一偈^一當^レ截^レ舌而謝^レ之日々桴^レ鼓命^二于論人^一凡^二十八日^一莫^レ敢當^レ者^一云云次會^二後難^一云有人云為^レ設^二十八日^一無遮^二乃大會^一有人云先於^二曲女城^一作^二十八日大會^一破^二小乘外道^一了^二自^一其則^二鉢羅耶伽国大施場^一設^二七十五日無遮大會^一故相從名^二十八日^一乃無遮大會^一歟加之^二慈恩傳是惠立彦宗兩人筆削何必用^レ之²⁶

とあり、まず、古徳の『私記』に二積があり、一つは十八日間を無遮大会とする積、二つは一日の大会とするが、一を勝義とする。『大慈恩寺三藏法師伝』には、十八日以降、唯識比量を論難する者がいなくなった

という。また、道邑の『因明入正理論疏記』巻四には、およそ一十八ヶ日とあるなどと引用した後、有る人の説として、先に、曲女城に於いて、十八日の大會を作し、小乗・外道を破し了りて、其れ自り則ち、鉢羅耶伽国の大施場に赴き、七十五日の無遮大會を設けるが故に、相従して、十八日、乃ち無遮大會なりと名づけるかと言ひ、十八日の大會の後、七十五日の無遮大會が続いたとするのである。

なお、最後に『大慈恩寺三蔵法師伝』は、惠立、彦宗の兩人の筆があら削りで、必ずしも依用すべきではないともいふ。

次に「三蔵比量証文」では、問文に、

問疏曰大師立唯識比量云「真故極成色不離於眼識」宗自許初三撰眼所不撰故因猶如眼識²⁷喻²⁸云云唯識樞要論伽受纂亦有此量然委釈²⁹「何経論而立之耶」今此比量依

とあり、「唯識比量」が如何なる経論によつてたてられたのか問うている。

答文には、

答唯識論第七依華嚴深密楞伽阿毘達磨厚嚴六經成一唯識已立四比量一謂「第一量云極成眼等識不親縁離自色等」³⁰五識隨一撰故因猶如餘耳等識³¹如眼等識³²第三量云此六識親所縁々定非離此六識³³相見二分中隨一撰故³⁴因彼能縁見分³⁵第四量云一切有為無為但所縁法定疏不離識³⁶是所縁法故³⁷如相應法³⁸又一切自識所縁決定不離識³⁹（我）之能縁心及心所⁴⁰以所縁法故⁴¹如々相應法⁴²此四量中取「第一量極成簡別」為「極成言」取「第三量此親所縁」為「有法色」取「同量定非離此」亦第四量決定不離心及心所⁴³為「不離於眼識」取「第三量隨一故」為「初三撰眼所不撰故」取「同量如彼能縁」為「猶如眼識」也護命僧正云「此四量中顯依後二理通四量」⁴⁴故掌珍量真性簡別而言「真故」像「唯識論樂

大乘者許置自許言故三蔵量無有「一字而無證文」亦無「一言而

無「深義」一詞云斬邪六智劍刃樹正之指南者哉³³

とある。これは、『成唯識論』巻七に、『華嚴』・『深密』・『楞伽』・『阿毘達磨』・『厚嚴』の六經によつて唯識が成立することを論証するために、四の比量を立てるのだという。これを示すと以下のようになる。

第一の量・極成の眼等の識は、親しく自色等を離れて縁じない。
宗。五識の隨一に撰すからである。因。猶、他の耳等の識のようである。喻。

（第二の量・他の識は、自の諸法を離れて、親しく縁じることはない。宗。これは識であるからである。）因。眼等の識のようである。喻。

第三の量・六識の親所縁々は必ずしも六識に離れるわけではない。宗。相見二分の中、隨一に撰められるからである。因。能縁の見分のようである。喻。

第四の量・一切の有為無為は、所縁の法であり必ずしも識に離れたわけではない。宗。所縁法であるから。因。相應の法のようである。喻。

また、一切の自識の所縁は必ず識の能縁の心、及び心所を離れない。宗。所縁の法であるから。因。相應法のようである。喻。³⁴

これらの四量の中、第一の量の極成の簡別を用いて、極成の言をつけ、第三の量の「第六識の親所縁」を用いて、有法の色とする。第三の量の「必ず第六識を離れるわけではない」を用いて、第四の量を用いて、「心、及び心所を離れない」を採用し、眼識に離れないのだという。第三の量の二は隨一であるから用いて、「初の三に撰めて眼に撰められないから」と論じる。第三の量の「彼の能縁の見分のようである」を採用し、「猶、眼識のようである」とする。護命僧正は、「この四量

の中には、後の二に依るが、理は四量に通じている」と言う。故に『掌珍論』の量に、真性を簡別する際に、「真なるが故」と言う。唯識論の楽を大乘者が許すのは、自許の言を置くからである。三蔵の比量には一字として、証文がないということはない。亦た、一言として深義がないこともない。確信をもって言う。邪を斬る智の剣は、正を樹立する指南者であると述べている。

ここでは、唯識比量が、法相宗の所依の経論に基づき、唯識無境を証明する四量のうち、特に第三と第四の量によって証明されていることが述べられている。それゆえ、邪法を斬る智の剣となりうるのだという主張である。

むすび

日本の法相宗の因明研究は、古来より『因明正理門論』よりも、慈恩大師基（六三二～六八二）の『因明入正理論疏』に基づいて行われてきた。その流れは、善珠の『因明論疏明灯抄』十二卷、藏俊の『因明大疏抄』四十一巻として結実する。『因明大疏抄』は、その名の示す通り、『因明入正理論疏』（『因明大疏』）の註釈書である。しかし、この書は『因明論明灯抄』のように、一つ一つの疏文について随文解釈を施すといったものとは異なり、論題を設けてそれを配列し、『因明論明灯抄』の註釈を基準に、他の註釈書を列記していくという体裁をとる鈔本である。『因明入正理論』の文を解釈するにあたり、『因明論疏明灯抄』を中心に、中国の因明の祖師達の章抄や、護命の書などを自由自在に引用しながら、自説を述べる基盤としたのである。日本の法相宗の因明研究に於いて特に重視された「唯識比量」について、『唯識比量鈔』が著され、その真実性がより明確となったといえるであろう。

【註記】

- *1 大正四四・一一五中～下
- *2 『国訳一切経』論疏部二三・一〇一～一〇二
- *3 『因明学 起源と変遷』（一九八六年十二月十五日発行・法蔵館）二七～二八頁
- *4 『古今譯經圖記』（大正五五・三六六下）取意。
- *5 大正六八・三一四中
- *6 大正六八・三一四中～下
- *7 大正五一・八七五中～下
- *8 大正六八・三一四下
- *9 本書は、現存しないが、『因明論明灯抄』や『因明大疏抄』に多く引用されていることは、武村尚邦著『因明学 起源と変遷』（四五頁）に示されている。
- *10 大正六八・三一四下～三一五上上
- *11 大正六八・三一五上
- *12 大正六八・三一五上
- *13 大正六八・三一五上～中
- *14 大正六八・五一七中
- *15 大正五〇・二四七中～二四八上
- *16 大正五五・三六六下
- *17 現存せず。
- *18 大正六八・五一七下～五一八上
- *19 大正六八・五一八上
- *20 拙稿「唯識比量鈔」の研究（『仏教学研究』第五十一号・一九九五年三月十七日）

- *21 大正七一・四五一・上〜四五四・中
- *22 『大慈恩寺三蔵法師伝』巻五（大正五十・二四七・中〜二四八・下）の意訳。
- *23 『唯識比量鈔』上・墨付き一丁表〜裏（写本龍谷大学蔵）
- *24 不明
- *25 道邑 『因明入正理論疏記』三卷（欠）
- *26 『唯識比量鈔』上・墨付き一丁裏〜二丁裏（写本龍谷大学蔵）
- *27 『因明入正理論疏』巻中（大正四四・一一五・中）
- *28 『唯識比量鈔』上・墨付き二丁裏（写本龍谷大学蔵）
- *29 『成唯識論』巻七（大正三一・三九・上〜下）の意訳。
- *30 『因明入正理論疏』巻中（大正四四・一一五・中）
- *31 『大乘法相研神章』巻第四（大正七一・三五下）
- *32 『大乘掌珍論』巻上の冒頭の頌「真性有為空 如幻縁生故 無為無有 實 不起似空華」（大正三十・二六八・中）
- *33 『唯識比量鈔』上・墨付き二丁裏〜三丁表（写本龍谷大学蔵）
- *34 『成唯識論』巻七（大正三一・三九・上〜下）の意訳。